

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年4月1日

【会社名】 株式会社オウケイウェイヴ

【英訳名】 OKWAVE, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松田 元

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

【電話番号】 03-5793-1191(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 野崎 正徳

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

【電話番号】 03-5793-1191(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 野崎 正徳

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集(売出)金額】 (第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)
その他の者に対する割当 2,749,980,000円
(第16回新株予約権証券)
その他の者に対する割当 5,448,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
690,248,000円
(注)行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2019年3月29日に臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。それに伴い、2019年3月28日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加し、あわせてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)2018年9月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第1四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)2018年11月14日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第2四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)2019年2月14日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年3月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年9月25日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年3月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2018年10月16日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年3月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2019年1月30日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年3月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2019年1月30日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年3月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年3月25日に関東財務局長に提出

9 【訂正報告書】

訂正報告書(上記2の四半期報告書の訂正報告書)を2018年11月16日に関東財務局長に提出

10 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の四半期報告書の訂正報告書)を2019年3月8日に関東財務局長に提出

11 【訂正報告書】

訂正報告書(上記8の臨時報告書の訂正報告書)を2019年3月28日に関東財務局に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)2018年9月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第1四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)2018年11月14日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第2四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)2019年2月14日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年3月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年9月25日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年3月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2018年10月16日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年3月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2019年1月30日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年3月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2019年1月30日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年3月28日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年3月25日に関東財務局長に提出

9 【訂正報告書】

訂正報告書(上記2の四半期報告書の訂正報告書)を2018年11月16日に関東財務局長に提出

10 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3の四半期報告書の訂正報告書)を2019年3月8日に関東財務局長に提出

11 【訂正報告書】

訂正報告書(上記8の臨時報告書の訂正報告書)を2019年3月28日に関東財務局長に提出

12 【訂正報告書】

訂正報告書(上記8の臨時報告書の訂正報告書)を2019年3月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（2019年3月28日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2019年3月28日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年4月1日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年4月1日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。